

## 7. 会議の概要

事務局長(池田) 定刻になりましたので、ただいまから10月定例農業委員会を開催いたします。

事務局長(池田) それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。

松村会長 (あいさつ)

事務局長(池田) ありがとうございます。  
これからは会議規則第6条の規定により、会長が議長として議事進行をお願いします。

議長(会長) これより本日の会議に入ります。  
まず、事務局より10月分の経過報告を申し上げます。

事務局(黒瀬) (経過報告 説明)

議長(会長) 事務局からの報告はお聞きのとおりです。なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長(会長) 無いようですので、次に本日の議事録署名委員ですが、5番 笠松 邦造 委員  
6番 北山 謙治 委員の両名をお願いします。

議長(会長) これより議事に入ります。  
日程第1 議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議案とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(中川) (説明)

議長(会長) これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

笠松委員 10月18日9時より現地確認を致しました。自宅の後ろ側と前に該当地があり購入者の要件を満たしているので問題ないと思います。

議長(会長) 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。  
それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

牧野委員 認定農業者が農地を購入する場合、取得税の減免、●●●さんはないのですか？市、事務局の指導はありますか？

事務局(中川) ●●●さん自身が行政書士の方に相談して書類を揃えて持って来られました。税制優遇、農業経営基盤促進法についても説明しましたが、3条の手続きをされました。これ

以外にも●●さんの農地が北陸電力より賃借されていて、移転される時もその方法を考えるとされています。

中村職務代理 現地調査の際、2筆については農地として扱えないので申請から外しました。

議長（会長） これより、議案第35号について採決いたします。  
議案第35号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。  
（異議なし）

議長（会長） 無いようですので、議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については原案のとおり承認することに決しました。

議長（会長） 続きまして、日程第2 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議案とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(中川) (説 明)

議長（会長） これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

中村職務代理 現地確認しましたところ、1番については、分筆登記して5条申請しており都市計画法第3種農地で地目変更には問題ないと思います。

笠松委員 2番について、事務局の説明のとおり、現地は軒並み家が建っており、駐車場のスペースが狭くなって本件の申請になり問題ないと思います。

議長（会長） 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。  
それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

鳥山推進委員 1番について、私も現地を見ましたが、居酒屋をしており、3台分の駐車場が現在あり駐車場を拡げる為の申請ですが、畑を駐車場に使用していたので、違法ではないかと思っています。

事務局(中川) 違法部分は始末書を提出してもらって解決しています。

議長（会長） これより、議案第36号について採決いたします。  
議案第36号は、原案のとおり承認することに意義ありませんか。  
（異議なし）

議長（会長） 無いようですので、議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見については原案のとおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。  
次に日程第3 議案第37号 現況証明願いについてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局(中川) (説 明)

議長 (会長) これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

笠松委員 現地確認しましたところ、地目を田から宅地への変更申請ですが、現状、住宅があり車も止まっており窓も空いていたので問題ないと思います。

議長 (会長) 以上のおおりに説明はお聞きのおおりで。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

中村職務代理 現地確認の際、どうも空き家のように見えたが、申請書の地番と住所が同じ。住所の確認はしたか。

事務局(中川) 行政書士の方に確認しました。申請者に所有権移転の希望があり現況証明願いの申請になりました。

事務局長(池田) 本当にお住まいなのか未確認なので、確認して報告したいと思います。

議長 (会長) これより、議案第37号について採決いたします。  
議案第37号は、原案のおおりに承認することに異議ありませんか。  
(異議なし)

議長 (会長) 無いようですので、議案第37号 現況証明願いについては、原案のおおりに承認することに決しました。  
続きまして、日程第4 議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明願います。

事務局(中川) (説 明)

議長 (会長) これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

中村職務代理 事務局の説明のおおりに、1から3番は、申請者は農事組合法人●●●●●●●●で、構成員の遺産相続した土地を預ける案件で、農業経営基盤促進法18条で節税が出来る。平成26年9月に農業経営基盤強化法による基本構想が出来て個人でも申請できるし、今回の場合18条3項において構成員としての確認も取れており、問題ないと思います。4番の堀名中清水の件、認定農家であり作業している本人が購入するので問題ないと思います。

議長 (会長) 以上のおおりに説明はお聞きのおおりで。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

議長（会長） これより、議案第38号について採決いたします。  
議案第38号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なし）

議長（会長） 無いようですので、議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり承認することに決しました。続きまして、日程第5 議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構）と議案第40号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取については 関連がありますので一括して議題といたします。事務局より説明願います。

事務局(黒瀬) (説 明)

議長（会長） それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありますか？

議長（会長） これより、議案第39号について採決いたします。  
議案第39号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なし）

議長（会長） 無いようですので、議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり承認することに決しました。続きまして、議案第40号について採決いたします。  
議案第40号は、「適当である」という意見を付すことに異議ありませんか。

（異議なし）

議長（会長） 無いようですので、議案第40号 農用地利用配分計画（案）については、「適当である」という意見といたします。

議長（会長） 次に報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より報告を願います。

事務局(中川) (説 明)

議長（会長） このことについて何かありますか。  
では、次に農地の転用事実に関する照会書について事務局より報告をお願いします。

事務局(中川) (説 明)

議長（会長） このことについて、何かありませんか。  
それではその他に入ります。農地法第3条第2項第1号の判断基準について事務局より説明願います。

事務局(黒瀬) (説 明)  
議長 (会長) このことについて、何かありませんか。

中村職務代理 この事について補足説明をします。今迄は、自分の田を貸しているものを買う事が出来なかったのですが、それを救済する施策です。これからはどんどん案件が出て来ますのでよろしくをお願いします。

辻推進委員 下限面積はありますか？

中村職務代理 3条申請なので、あります。

牧野委員 貸付地を借りてる人が、確実に耕作している確認は必要ですか？

事務局長(池田) 水田台帳などの書類上で確認できるものはしっかりとやっていきます。また、現地を確認して全部効率利用しているか農業委員会として判断しなければいけない案件が出てきましたら確認していただきたいと思います。

議長 (会長) それでは、農地法第3条による農地の所有権移転の申請があった場合は、貸付地があってもそれ以外の農地についてすべて効率的に利用されると農業委員会が判断できれば許可できるものとし、今後申請を受付けることとします。

議長 (会長) それでは次回の定例農業委員会の開催については、事務局より説明願います。

事務局(黒瀬) 次回の農業委員会は、11月26日(月)午後1時30分から第2・3会議室で行います。

議長 (会長) 10月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。

職務代理者 慎重審議ありがとうございました。

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

議長 松村 勘兵衛

5番 笠松 邦造

6番 北山 謙治